

# 宇土市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月策定

宇土市 福祉課

## 目次

1. はじめに	1
2. 重層的支援体制整備事業について	2
3. 現状の課題と今後取り組むべきこと	3
(1) 包括的な支援体制に係る本市の現状把握	3
(2) 現状における課題	5
(3) 課題の分析	6
(4) 今後の方針と重点事項	6
4. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画期間	7
5. 各支援の実施内容等	7
(1) 相談支援	7
(2) 参加支援	9
(3) 地域づくりに向けた支援	10
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援	11
(5) 多機関協働	12
6. 連携体制の構築について	15
7. 各種会議について	15
(1) 重層的支援会議	15
(2) 支援会議	15
(3) 重層的支援会議・支援会議のルール	18
(4) 重層的支援会議・支援会議の実施までの流れ	18
(5) 包括的な支援体制推進会議	20
8. 包括的な支援体制の構築目標	20
(1) 包括的な支援体制全体に係る目標	20
(2) 相談支援体制の構築・維持に係る目標	21
(3) 地域づくりに係る目標	21
9. 評価・検証	21

## 1. はじめに（計画策定の趣旨）

これまで社会福祉の分野では、生活保護、生活困窮、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、属性別に制度が発展し、それぞれにおいて専門的な支援が提供されてきました。

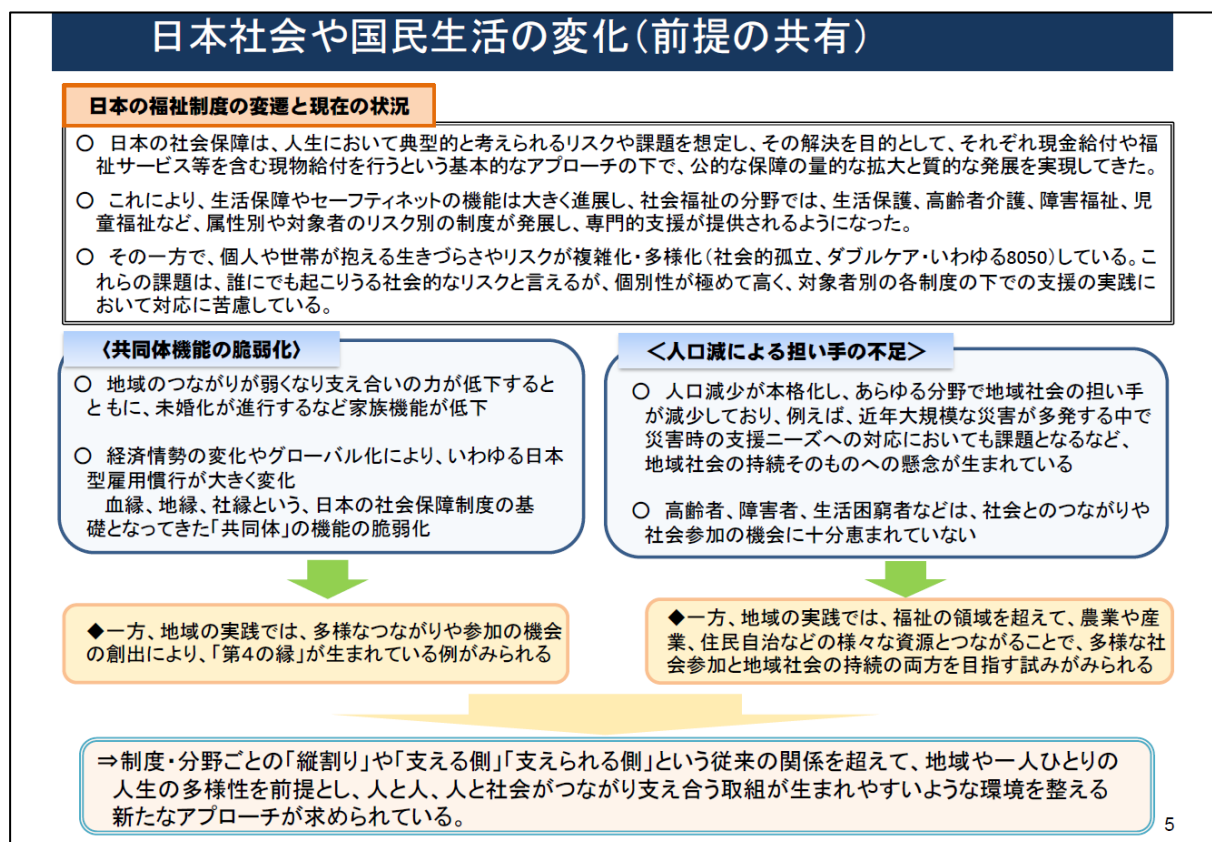
一方で、今日の我が国では、少子高齢化と人口減少に伴い、社会保障制度の基礎となってきた共同体（血縁・地縁・社縁）機能が脆弱化し、また地域の担い手が不足する状況となっています。この様な社会情勢の変化に伴い、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の属性別の支援では対応が困難な課題（社会的孤立、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）が生じています。

社会情勢の変化への対応や課題を解消するため、国は地域共生社会の実現を掲げています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う社会のことであります。

また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備は、市町村の努力義務とされており、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を構築できる仕組みとして重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）が創設されました。

本市では、令和8年度からの重層事業の開始に向け、令和5年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業（以下、「移行準備事業」という。）を実施し、包括的な支援体制の整備を進めてきました。

この度、重層事業の開始に当たり、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、「宇土市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。

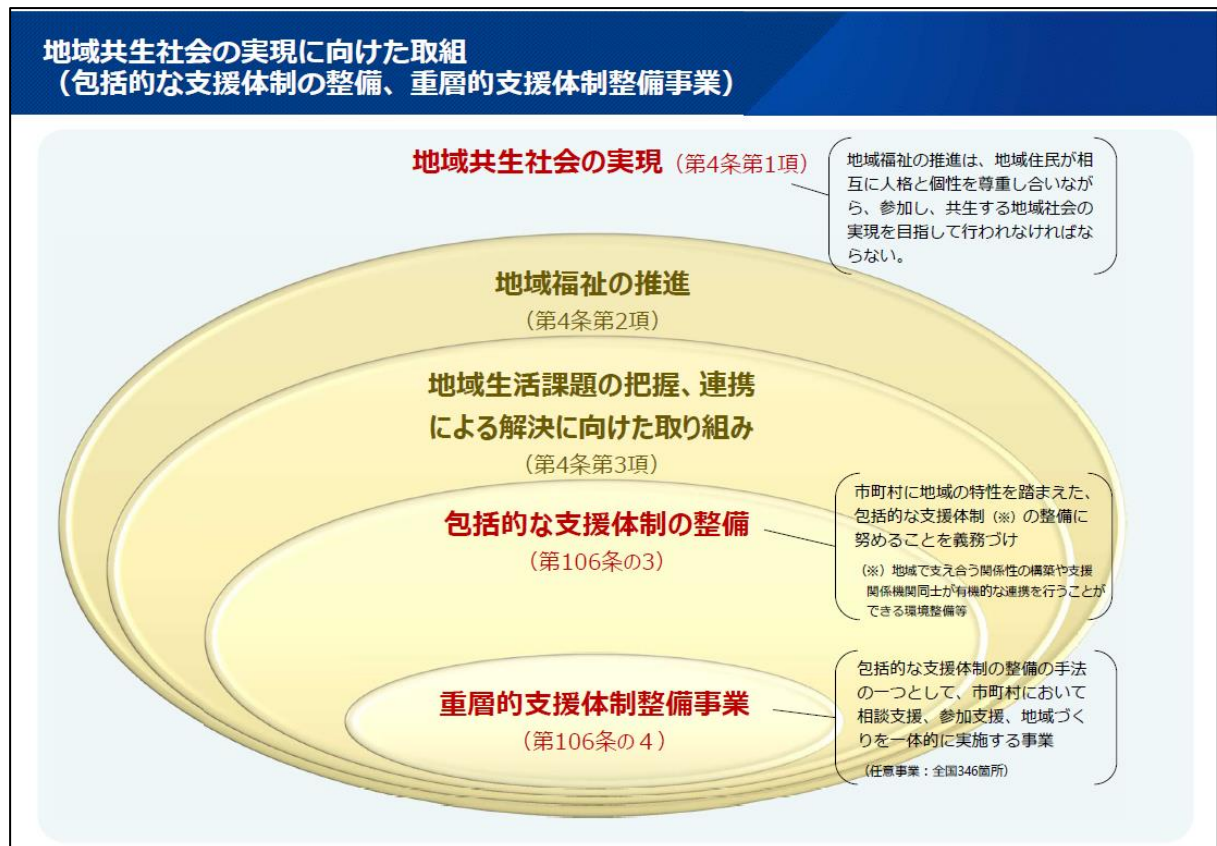


出典：厚生労働省

## 2. 重層的支援体制整備事業について

令和3年4月に創設された重層事業は、地域共生社会の実現を目指し、従来の属性別の支援では対応が困難な課題（社会的孤立、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）に対応するため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を構築する取組です。

重層事業は、従来から行われてきた「相談支援」、「地域づくりに向けた支援」の取組を生かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとされています。



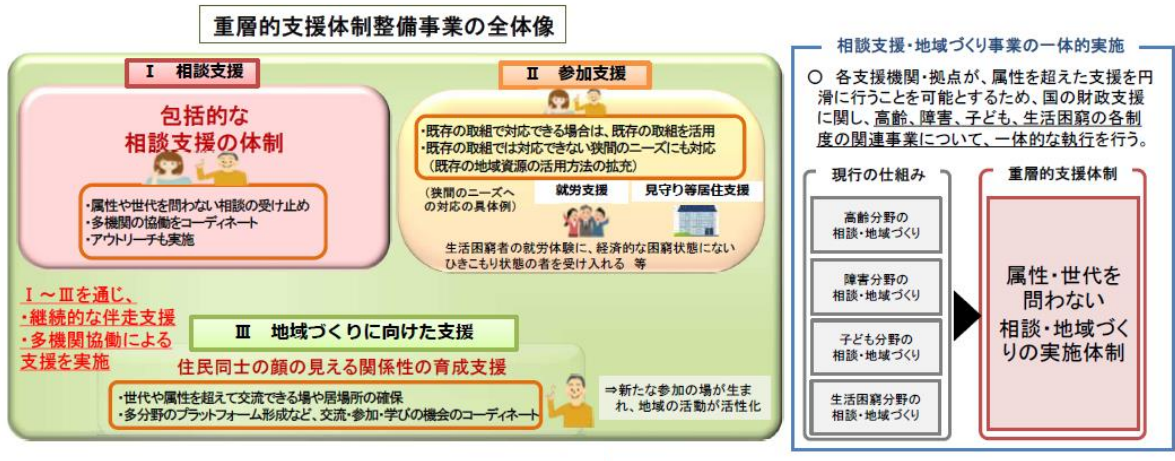
出典：厚生労働省

## 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない**包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

### 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村



出典：厚生労働省

### 3. 現状の課題と今後取り組むべきこと

#### (1) 包括的な支援体制に係る本市の現状把握

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の属性別の支援では対応が困難な課題(社会的孤立、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等)が生じる中、これらの課題に対応していくため、本市では、従来から各分野で行われてきた「相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」の取組に加え、令和5年度からは移行準備事業により、新たに「参加支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働」の取組を開始し、社会参加に向けた支援、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための支援、多機関連携の円滑化を進めてきました。

この度、令和8年度以降の事業継続(重層事業の開始)の判断及び包括的な支援体制の整備方法を検討するため、包括的な支援体制に係る本市の現状把握を目的とした住民へのアンケート、住民参加の座談会、関係部署・関係機関との協議を実施しました。

#### ①地域福祉に関するアンケート調査

※第5期地域福祉計画策定に伴うものと兼ねて実施

調査目的：市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため

調査対象：市内在住の満20歳以上の市民3,000人(無作為抽出)

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和6年12月～令和7年1月

回収数：1,053件(35.1%)

## ②地区座談会

※第5期地域福祉計画策定に伴うものと兼ねて実施

実施目的：地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため

実施期間：令和7年9月～令和7年10月

実施地区：7地区(宇土、花園、轟、走潟、緑川、網津、網田)

参加者：各地区住民、福祉課、社会福祉協議会

地区	実施日	場所	参加住民人数
轟地区	9月30日(火)	轟地区公民館	12人
走潟地区	10月3日(金)	走潟地区公民館	12人
緑川地区	10月6日(月)	緑川地区公民館	11人
網田地区	10月7日(火)	網田コミュニティセンター	16人
花園地区	10月10日(金)	花園コミュニティセンター	13人
網津地区	10月14日(火)	網津地区公民館	19人
宇土地区	10月16日(木)	宇土市福祉センター	13人

## ③相談支援包括化推進会議

実施目的：包括的な支援体制の整備に向けた課題や解決策等を関係部署・関係機関で協議するため

実施期間：令和7年9月～令和8年3月

参加者：福祉課、子育て支援課、こども家庭センター、健康づくり課、高齢者支援課、市民保険課、税務課、環境交通課、上下水道課、都市整備課、まちづくり推進課、学校教育課、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各支援関係機関

※参加者は会議ごとに異なります。

会議名／実施日	協議事項
第1回作業部会 9月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 各分野の相談受付・相談支援の体制について</li><li>▶ 各分野の相談受付・相談支援における課題について</li><li>▶ 課題が複雑化・複合化し、単独の支援関係機関では対応が難しいケースについて</li><li>▶ 令和6年度に多機関協働事業で連携調整を行ったケースについて</li><li>▶ 令和8年度以降の重層的支援会議・支援会議の実施方法について</li></ul>
第2回作業部会 9月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 参加支援について</li><li>▶ 既存の社会参加に向けた事業では対応できない個別性の高いニーズについて</li><li>▶ 個別性の高いニーズに対応するために必要な社会資源の把握・開拓・開発について</li></ul>

第3回作業部会 10月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重層的支援会議・支援会議について</li> <li>➤ 支援ニーズを抱えながらも支援が届いていないケースについて</li> </ul>
第4回作業部会 11月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域づくりに関する住民ニーズ、課題等について</li> <li>➤ 「ありたい地域の姿（どのような地域にしていきたいか）」について</li> <li>➤ 「ありたい地域の姿」を実現するために必要な取組について</li> </ul>
第1回会議 2月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 包括的な支援体制に係る本市の現状と課題について</li> <li>➤ 令和8年度以降の包括的な支援体制の構築方針について</li> <li>➤ 包括的な支援体制の構築目標について</li> <li>➤ 重層的支援会議・支援会議について</li> </ul>
第2回会議 3月(書面議決)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重層的支援体制整備事業実施計画について</li> </ul>

## (2) 現状における課題

住民へのアンケート、住民参加の座談会、関係部署・関係機関との協議及び令和5年度から令和7年度まで実施した移行準備事業の取組を踏まえ、現状における課題を次のとおりまとめました。

### ①相談受付・相談支援における課題

- 関係部署・関係機関において、他分野の事業内容、支援制度等についての情報が不足しており、連携に至らないケースがある。
- 人口減少や共同体（血縁・地縁・社縁）における自助・互助機能の弱まりにより、キーパーソンがいないケースが増えている。その結果、相談窓口につながるまでに時間を要し、課題がより複雑化・複合化する傾向がある。
- 住民が支援関係機関等に関する情報を十分に持っておらず、支援にたどり着けないケースがある。
- 支援対象者本人が支援の必要性を感じていないため、支援につながらない又は支援を行えないことがある。
- 移行準備事業において行った多機関協働や庁内外の連携・協働体制の構築に向けた取組により、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の分野においては、連携・協働の体制づくりが進んだが、健康福祉分野以外との連携・協働が十分に進んでいない。
- 移行準備事業において行ったアウトリーチ等を通じた継続的支援により、これまで支援が届いてこなかった対象者に対して支援を開始できるケースが増えた。今後は、潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するための多角的な把握方法を検討する必要がある。

### ②地域づくりに関する課題

- 近所づきあいや交流の機会が減少している。
- 地域行事への参加者の減少、参加意欲の低下がみられる。

- 地域において一人暮らし世帯とコンタクトを取る方法がない。
- 地域の通いの場（高齢者向けの体操等）の担い手が不足し、世代交代が難しい。
- 地域の行事や通いの場等に参加していない人へのアプローチが難しい。
- 移動手段が無い人が地域の行事や通いの場等に行くまでの支援が必要である。
- 支援関係者が分野を超えて情報交換や連携できる顔の見える関係づくりが必要である。
- 移行準備事業において行った参加支援事業では、地域とのつながりを回復することが難しく、課題が残る結果となった。個別性の高いニーズに対応するためには、多様な参加支援を開拓・開発する必要がある。

### （３）課題の分析

複雑化・複合化した課題の解決には、分野横断的な連携・協働が必要ですが、相談に対応する関係部署・関係機関において、他分野の事業内容・支援制度等についての情報把握が不足しており、支援対象者が必要な支援にたどり着かない状況が生じている可能性があります。

さらに、支援対象者本人が支援に関する情報を持っていなかったり、支援に拒否感を示したりすることで適切な支援が届かず、課題がより複雑化・複合化しているケースがあると考えられます。

住民が生活する地域においては、人口減少や高齢化による担い手不足等の影響で、自助・互助の機能が弱まり、支え合いが難しくなることや、孤独・孤立の増加が懸念されます。

また、地域は、福祉だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等の多様な分野から成り立っているため、地域づくりに関わる行政や機関が分野を超えて情報交換等を行う機会を設けることでより効果的な取組につながることも期待できます。

### （４）今後の方針と重点事項

上記の課題を踏まえ、本市がより効果的に包括的な支援体制を構築するには、「相談支援」、「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」の取組の継続が必要であると判断し、令和８年度から重層事業を開始します。なお、次の３つを重点事項とします。

#### ①連携・協働しやすい関係づくり

分野横断的な連携・協働による支援を実現するため、行政や各機関が他分野の事業内容・支援制度等について情報共有を進めると共に、顔の見える関係を築くことで連携・協働しやすい関係づくりを目指します。

また、関係づくりには時間を要するため、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たす多機関協働事業を実施します。

#### ②支援に関する情報発信・提供及び支援ニーズの把握

支援を必要とする人が行政や各支援関係機関が実施する事業や支援制度に関する情報を入手しやすくするため、市の広報、ホームページ、SNS等を通じてより効果的な情報発信・

提供に取り組みます。

また、地域の支援者などと協力し、支援が届いていない人の把握及び支援を届けるための取組を実施します。

### ③分野、世代、属性を超えた地域づくり

地域において支え合える関係や孤独・孤立の予防を目指し、地域づくりの関係者が分野等を超えてつながり、より効果的な地域づくりとなる様な取組を実施します。

また、社会的な孤立など関係性の貧困が課題の複雑化・複合化の背景にあることを踏まえ、社会とのつながりづくりや社会参加に向けた支援を行います。

## 4. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

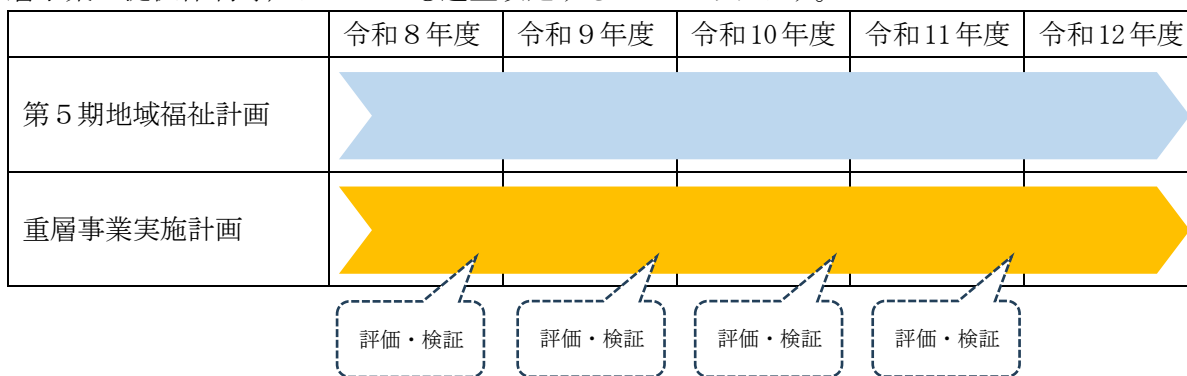
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第5期地域福祉計画における「包括的な支援体制の推進」に資する計画であることから、地域福祉計画と整合性・調和を図りながら進めていきます。

### (2) 計画期間

計画期間は、第5期地域福祉計画と同じく、令和8年度から令和12年度までとします。なお、包括的な支援体制の整備状況について、毎年度末に評価・検証を行うこととし、本計画（重層事業の提供体制等）についても適宜改定することがあります。



## 5. 各支援の実施内容等

### (1) 相談支援

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野で行われている既存の相談支援の機能をベースとしつつ、相談者の属性（分野等）に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることで、分野横断的に包括的な支援体制を整備します。なお、課題が複雑化・複合化することでどの窓口相談すればよいか分からず、住民が相談を躊躇するケースも考えられることから、分野にとらわれず相談できる窓口として福祉課内に「ふくしの相談窓口」を設置します。

各分野の相談窓口は、受け付けた相談が他分野に関する内容であっても一旦は受け止め、関係する相談支援機関に適切につなぐことが重要です。ただし、複雑化・複合化した支援

ニーズを抱え、関係機関同士だけでは事例全体の調整が困難な場合は、役割分担、支援の方向性の整理等を行うため、多機関協働事業者につなぎます。

①包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

所管課	高齢者支援課
事業内容	高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
主な支援対象者	高齢者及びその家族など
実施方法	委託
実施機関	宇土市地域包括支援センター

②障害者相談支援事業

所管課	福祉課
事業内容	障がいがある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うと共に、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
主な支援対象者	障がいがある方及びその家族など
実施方法	委託
実施機関	うきうき地域生活支援センター、相談支援センターゆきぞの、宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい

③利用者支援事業（こども家庭センター型）

所管課	こども家庭センター
事業内容	母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことにより、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく支援を行います。
主な支援対象者	全ての妊産婦と子ども及びその家族
実施方法	直営
実施機関	こども家庭センター

④利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

所管課	健康づくり課
事業内容	妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための保健師等との面談や継続的な情報発信を行うと共に、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。
主な支援対象者	妊産婦とそのパートナーや家族
実施方法	直営
実施機関	健康づくり課

## ⑤自立相談支援事業

所管課	福祉課
事業内容	経済的な問題や就労のこと、生活上の困りごとを抱えている方に対し、一人ひとりの状況に応じた相談や就労を含めた支援を行います。
主な支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人及びその家族
実施方法	委託
実施機関	宇土市社会福祉協議会

## (2) 参加支援

課題が複雑化・複合化する背景には、社会的な孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多くあります。自己肯定感や自己有用感を回復し、生きる力を引き出すためには、本人や世帯が、他者や地域、社会と関り、自分に合った役割を見出すことが重要ですが、既存の参加支援に向けた事業（障がい者福祉分野における就労継続支援B型事業、生活困窮分野における就労準備支援事業等）では対応できない個別性の高いニーズも存在します。

参加支援事業では、個別性の高いニーズに対応するため、地域の社会資源への働きかけや拡充\*を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューのコーディネート及びマッチングを行います。また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施します。

なお、支援の実施にあたっては、人々が集う場に参加するだけでなく、個人で行う活動も含め、個々人に合った社会参加の機会提供を検討する必要があります。

※地域の社会資源への働きかけや拡充は、相談者の有無に関わらず取組を実施します。

所管課	福祉課
実施方法	委託
実施機関	宇土市社会福祉協議会
対応すべきケース	<p><b>【定義】</b>            既存の参加支援に向けた事業（障がい者福祉分野における就労継続支援B型事業、生活困窮分野における就労準備支援事業等）では対応できない個別性の高いニーズがあるケース。</p> <p><b>【具体例】</b> ※架空の世帯です            高校を卒業し就職したものの、職場に馴染めず1年で退職。その後は、就労せずに過ごしてきた。実家で生活しており、両親も働いているため経済的には困っていないが、社会復帰に向け再び求職活動を行いたいと考えている。ただし、対人関係等に不安を覚えており、まずは家族以外の人とのつながりを回復し、社会復帰を目指したいと思っている。</p>

	<b>【推計件数】</b> 1件/年 ※新規にプランを作成する件数（情報提供や関係機関へのつなぎのみで支援が終わり、プラン作成に至らなかったケースは含まない）
--	---

### (3) 地域づくりに向けた支援

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野において実施する地域づくりに向けた支援を活かしつつ、世代や属性（分野）を問わず、全ての住民を対象とした地域における交流の場や居場所を確保し、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれる環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図ります。

#### ①地域介護予防活動支援事業

所管課	高齢者支援課
事業内容	高齢者を中心とし、障がい者・児童をはじめ、市民が自主的に集いの場を運営し、その活動を通して地域での孤立予防や見守り、介護予防等を推進します。
主な支援対象者	高齢者
実施方法	委託
実施機関	宇土市社会福祉協議会

#### ②生活支援体制整備事業

所管課	高齢者支援課
事業内容	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が確保される体制整備を行います。
主な支援対象者	高齢者
実施方法	委託
実施機関	宇土市社会福祉協議会、宇土市地域包括支援センター

#### ③地域活動支援センター事業

所管課	福祉課
事業内容	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。
主な支援対象者	障がいがある方
実施方法	委託
実施機関	うきうき地域生活支援センター、NPO法人 宇城きぼうの家

#### ④地域子育て支援拠点事業

所管課	子育て支援課、こども家庭センター	
事業内容	未就学児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言等に取り組みます。	
主な支援対象者	未就学児及びその保護者	
実施方法	直営及び委託	
実施機関	直営	つどいの広場サンサン
	委託	子育て支援センターひまわり、子育てつどいの広場緑川、網津つくしんぼ広場、コミュニティーガーデンくるくる

#### ⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉課
事業内容	地域住民のニーズ・生活課題の把握や地域コミュニティを形成する取組等を行います。
主な支援対象者	全市民
実施方法	直営
実施機関	福祉課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否感を示す人に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行います。

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や地域住民等と連携し、これらのつながりの中から課題を抱えた人を把握します。

具体的には、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を検討した後、本人やその世帯とのつながりを形成するための取組（手紙のやりとり、支援情報が記載されたチラシの提供等）を実施し、本人と出会えた後も、家庭訪問や同行支援を行います。

所管課	福祉課
実施方法	委託
実施機関	宇土市社会福祉協議会
対応すべきケース	<p><b>【定義】</b> 本人が支援に対して拒否感を示している又は困り感が無く、必要な支援が届いていないケース。</p> <p><b>【具体例】※架空の世帯です</b> 本人はひきこもり状態にあり、高齢の両親と同居している。福祉、医療、就労等の面で支援が必要な状態であるが、本人は現状のままでよいと考えており、支援を望んでいない。しかし、今後、両親が要介護状態や施設入所、死亡等した場合に生活が立ち行かなくなる可能性が高いため、自立に向け支援が必要な状態である。</p>

	<p>【推計件数】</p> <p>3件/年</p> <p>※新規にプランを作成する件数（情報提供や関係機関へのつなぎのみで支援が終わり、プラン作成に至らなかったケースは含まない）</p>
--	---

(5) 多機関協働

多機関協働事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担います。

原則、本人からの利用申込により相談を受け付け、相談支援機関等からの情報に基づきアセスメントを実施し、その結果を踏まえてプランを作成します。

なお、プランの適切性の協議、プラン終結時の評価等は、支援機関等が集まる重層的支援会議において協議した上で決定します。

所管課	福祉課
実施方法	直営（一部委託）
実施機関	福祉課（一部委託先：社会福祉法人グリーンコープ）
対応すべきケース	<p>【定義】</p> <p>複数の分野に跨る課題を抱えており、課題の解決には関係機関同士が連携・協働する必要があるが、関係機関同士だけでは事例全体の調整が困難なケース。</p> <p>【連携調整を依頼する目安】</p> <p>各部署、各相談支援機関等が多機関協働事業者に連携調整を依頼する目安は、関係分野が3つ以上となるケースとします。3つ以上となるケースでも各部署、各機関同士で連携可能な場合は、調整依頼は不要です。</p> <p>【具体例】※架空の世帯です</p> <p>本人、夫、娘、孫の4人世帯。夫は5年前から有料老人ホームに入所中。本人が家事や金銭管理を担ってきたが、数年ほど前から認知症の症状が現れ始めた。自宅は数年前から片付け、清掃等ができておらずゴミ屋敷状態となっている。娘は単純なミスを繰り返したり、遅刻するなどして仕事が長続きせず、2年前から無職の状態。孫も小学6年生から不登校で、中学校進学後も登校できていない。生活が困窮し、税金、上下水道使用料、有料老人ホーム利用料の滞納がある。地域、近所との関りは少なく、支援を期待できる親族もいない。</p> <p>（関係分野：介護、就労、教育、生活困窮、滞納、社会的孤立）</p> <p>【推計件数】</p> <p>3件/年</p> <p>※新規にプランを作成する件数（情報提供や関係機関へのつなぎのみで支援が終わり、プラン作成に至らなかったケースは含まない）</p>

## 重層的支援体制整備事業の実施体制一覧

機能	分野	事業名	所管課	実施機関	
相談支援 (法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号) ※1	高齢者福祉	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	高齢者支援課	宇土市地域包括支援センター	委託
	障がい者福祉	障害者相談支援事業	福祉課	うきうき地域生活支援センター	委託
				相談支援センターゆきぞの	委託
				宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい	委託
	児童福祉	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	こども家庭センター	こども家庭センター	直営
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)		健康づくり課	健康づくり課	直営	
生活困窮	自立相談支援事業	福祉課	宇土市社会福祉協議会	委託	
参加支援 (法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号) ※1		参加支援事業	福祉課	宇土市社会福祉協議会	委託
地域づくりに向けた支援 (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号) ※1	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課	宇土市社会福祉協議会	委託
	高齢者福祉	生活支援体制整備事業	高齢者支援課	宇土市社会福祉協議会	委託
				宇土市地域包括支援センター	委託
	障がい者福祉	地域活動支援センター事業	福祉課	うきうき地域生活支援センター	委託
				NPO 法人 宇城きぼうの家	委託
	児童福祉	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て支援センターひまわり	委託
子育てつどいの広場緑川				委託	
網津つくしんぼ広場				委託	
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業※2	福祉課	こども家庭センター	つどいの広場サンサン	直営
			福祉課	福祉課	直営
アウトリーチ等を通じた継続的支援 (法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号) ※1		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉課	宇土市社会福祉協議会	委託
多機関協働 (法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号) ※1		多機関協働事業※3	福祉課	福祉課 (業務の一部を社会福祉法人グリーンコープへ委託)	直営 (一部委託)

※1 重層事業において実施する事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項の各号に規定されています。

※2 生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号の柱書に含まれます。

※3 多機関協働事業では、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号に規定される支援プランの作成も一体的に実施します。

## 包括的な支援体制のイメージ図



## 主に関係する事業

### 【相談支援】

- ・包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)
- ・障害者相談支援事業
- ・利用者支援事業
- ・自立相談支援事業

### 【多機関協働】

- ・多機関協働事業

### 【参加支援】

- ・参加支援事業

### 【アウトリーチ等を通じた継続的支援】

- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

### 【地域づくりに向けた支援】

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業

出典：厚生労働省（※右側の「主に関係する事業」は本市で追記したもの）

## 6. 連携体制の構築について

市民が抱える課題が分野や制度を超えて複雑化・複合化している場合、単独の部署・機関のみでは解決できません。また、関係する部署・機関が連携しなければ、重要な情報が共有されなかったり、適切な支援が出来なかったりし、根本的な解決に至らない可能性が高まります。

また、地域づくりや参加支援といった面では、地域での見守りや孤立を防ぐ居場所づくり、中間的就労の機会創出などに取り組む必要があり、福祉の領域を超えた多様な分野の連携が欠かせません。

福祉課では、庁内関係部署及び庁外の関係機関が参画する会議等を開催し、分野や制度を超えて連携・協働しやすい環境の整備に努めます。

## 7. 各種会議について

### (1) 重層的支援会議 【主催者：福祉課】〔開催頻度：随時〕

関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、支援機関間の役割分担や支援の方向性等の共有、プランの適切性の協議、プラン終結時の評価等を実施します。また、支援プランに基づく支援状況の確認を行います。

会議の構成員は、福祉課福祉政策係、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、その他ケースに関わる部署・機関等とします。

### (2) 支援会議 【主催者：福祉課】〔開催頻度：定例（月1回）〕

複雑化・複合化した課題を抱えている可能性があるケース、支援が必要であると思われるものの本人の同意が得られていないケースについて、情報共有や必要な支援体制の検討を行います。

会議の構成員は、福祉課福祉政策係、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野の相談支援事業を所管する部署を固定メンバーとし、その他ケース内容に応じて適宜追加します。

また、支援会議に諮りたい事例がある部署・関係機関は、情報共有シート（16、17頁に掲載）を福祉課福祉政策係に提出することとします。

※支援会議は、社会福祉法第106条の6第6項により会議参加者に守秘義務が課されるため、本人の同意が得られていないケースであっても情報共有が可能となります。ただし、地方税法第22条に基づき、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報よりも厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定されていません。また、支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど守秘義務に違反した場合には、社会福祉法第159条に基づき、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

※支援会議では、重層的支援会議において作成した支援プランに基づく支援状況の確認も適宜行います。

# 情報共有シート

（支援会議資料）

令和 年 月 日

## 1 支援対象者情報

(フリガナ) 氏名	性別		<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 (西暦)		年	月 日 歳
住所	〒 -		行政区	
電話	(自宅)		(携帯)	
就労状況	<input type="checkbox"/> 仕事をしている		<input type="checkbox"/> 中学（就学中を含む）	
	<input type="checkbox"/> 仕事をしていない		<input type="checkbox"/> 高校（就学中を含む）	
	<input type="checkbox"/> 仕事を探している		<input type="checkbox"/> 専門学校・短大・大学等（就学中を含む）	
	最終学歴等			

## 2 状況（本人・世帯の状況、抱えている課題、これまでの対応歴、必要な支援等）

※既存で作成している資料等があれば別紙添付で省略可能です。

## 3 会議で協議したい内容

情報共有シート（裏）

4 家族構成

氏名	年齢	続柄	同居・別居	家族図

5 キーパーソン情報

氏名		続柄	
住所			
連絡先			
備考			

6 既に支援に入っている機関

担当課／機関（担当者名）	支援内容
（ ）様	
（ ）様	
（ ）様	
（ ）様	
（ ）様	

7 その他（特記事項等）

--

8 記入者

担当課／機関		氏名	
電話		メール	

### (3) 重層的支援会議・支援会議のルール

会議が円滑に実施されるようにルールを定めます。会議冒頭に参加者全員で確認します。


## 宇土市 重層的支援会議・支援会議 ルール


1. はじめに会議目的を参加者全員で共有する。
2. 支援が必要と考えられる事例は、情報不足と感じても会議に挙げる。
3. 他の参加者の意見は否定しない。
4. 守秘義務を徹底する。
5. 制度に捉われない支援方法を考える。

### (4) 重層的支援会議・支援会議の実施までの流れ

関係機関との情報共有に係る本人同意を得ているか、得ることが困難であるかによって重層的支援会議に諮る事例か、支援会議に諮る事例かが分かれます。それぞれの会議を実施するまでの流れは次のとおりです。

## 重層的支援会議・支援会議の実施フロー図

 個人情報の共有に関し本人から同意を得ることが可能なケース

 個人情報の共有に関し本人から同意を得ることが困難なケース

連携調整の必要性が低いと判断した場合は依頼元に戻す

### 各課、各相談支援機関での相談受付、把握

複雑化・複合化した支援ニーズを抱え、関係機関同士だけでは事例全体の調整が困難なケースについて、多機関協働事業による連携調整を依頼。

※連携調整を依頼する目安は、関係分野が3つ以上となるケース。3つ以上となるケースでも各課、各機関同士で連携可能な場合は、調整依頼は不要。

(対象者が「ふくしの相談窓口」に提出)

相談受付・申込票の提出

### 多機関協働事業での連携調整

#### 〈実施内容〉

- 課題の把握
- 役割分担
- 方向性の整理
- 支援プランの作成（重層的支援会議で協議）
- 支援プランに基づく支援状況の把握・確認

#### 重層的支援会議（随時）

##### 〈会議内容〉

- プランの適切性の協議
- プランの共有
- プラン終結時等の評価
- 社会資源の把握と開発検討
- 支援プランに基づく支援状況の確認

情報共有シートの提出  
(各課、各機関が福祉課に提出)

### 支援会議（定例（月1回））

#### 〈会議内容〉

- 情報共有
- 必要な支援体制の検討
- 緊急性がある事案への対応の検討

※緊急性が高い場合は、臨時的に実施。

相談受付・申込票の提出  
(対象者が「ふくしの相談窓口」に提出)

情報共有に関する本人同意が取れる段階に至ったら、相談受付・申込票を提出してもらい、正式に多機関協働事業での連携調整に移行する。

情報共有に関する本人同意が取れない場合は、支援会議において継続的に情報共有を行いつつ、支援開始の方法を検討する。

#### (5) 包括的な支援体制推進会議 【主催者：福祉課】〔開催頻度：年数回〕

主に相談支援に係る連携・協働について協議する相談支援包括化推進会議を令和5年度から令和7年度まで実施してきました。

この度、重層事業の開始に合わせ、令和8年度から会議名称を「包括的な支援体制推進会議」に変更し、包括的な支援体制を構築する上での課題やその解決策についてより多面的・多角的に協議する会議体に変更します。また、本会議において、本計画（重層事業の提供体制等）の見直しについても協議します。

会議は主に対住民で支援や業務を行う部署の所属長で構成し、会議内容に応じてその他の部署や庁外の関係機関を含めます。また、必要に応じて業務担当者等で構成する作業部会を設けることとします。

### 包括的な支援体制推進会議構成

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ・福祉課               | ・高齢者支援課              |
| ・子育て支援課            | ・こども家庭センター           |
| ・健康づくり課            | ・市民保険課               |
| ・税務課               | ・環境交通課               |
| ・上下水道課（※上下水道使用料関係） | ・都市整備課（※市営団地、居住支援関係） |
| ・学校教育課             | ・まちづくり推進課            |

## 8. 包括的な支援体制の構築目標

重層事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための一つ的手段であり、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野における既存の支援や取組を活用するのみでは、直ちに包括的な支援体制に必要な機能を確保することが難しい市町村が活用するものとされています。

そのため、重層事業を実施する市町村は、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、従来から実施している「相談支援」、「地域づくりに向けた支援」において包括的な支援が実施できる体制を目指す必要があります。

以上を踏まえ、本市においては、令和12年度を目標に包括的な支援体制の構築を目指すこととし、下記のとおり目標を設定します。なお、令和13年度以降の重層事業の継続の有無については、達成状況等を評価した上で令和12年度までに判断することとします。

### (1) 包括的な支援体制全体に係る目標

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野における「相談支援」、「地域づくりに向けた支援」の所管課・実施機関は、重層事業により実施する「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」を適宜活用し、相談者に対して包括的な支援を行うこととします。

また、重層事業の所管課である福祉課は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困

窮だけでなく、多様な分野の庁内の部署、庁外の関係機関が連携・協働するために必要な取組を実施し、包括的な支援体制の整備を進めます。

## (2) 相談支援体制の構築・維持に係る目標

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野の相談支援の所管課・実施機関は、分野相互に支援制度や事業内容の把握に努めるとともに、支援会議、重層的支援会議等を通じて顔の見える関係を築くことで、多機関協働事業等を用いずとも連携・協働できる体制を整備することとします。

なお、重層事業の所管課である福祉課は、各分野の所管課・実施機関が顔の見える関係を築くために必要な取組を実施することとします。

## (3) 地域づくりに係る目標

相談支援包括化推進会議の第4回作業部会（令和7年11月6日実施）では、「ありたい地域の姿（どのような地域にしていきたいか）」について、次のような意見が出されました。

### 〈第4回作業部会で出された「ありたい地域の姿に」係る主な意見〉

- ・地域行事に子どもから高齢者まで参加している。
- ・誰でも気軽に集まれる場所がある。
- ・一人で抱え込まず相談できる場所がある、人がいる。
- ・近所の方と助け合いが出来る。
- ・困っている人に声をかける。
- ・孤立している人がいない。

上記の意見を踏まえ、住民が世代や属性に関わらず地域においてつながりを持ち、支え合える地域を目指す必要があると言えます。

具体的には、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各分野の地域づくりに向けた支援の所管課・実施機関が、必要に応じて連携・協働し、地域住民等による地域で支え合う機能の強化を目指すこととします。

また、重層事業の所管課である福祉課は、地域づくりに関わる多様な関係者が連携・協働できる環境の整備に向けて必要な取組を実施します。

## 9. 評価・検証

令和12年度を目標に包括的な支援体制の構築を目指すため、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、毎年度、評価・検証を行います。

評価・検証の結果は、包括的な支援体制推進会議で報告し、本計画（重層事業の提供体制等）の見直しについて協議します。

